

三朝町告示第73号

令和7年第4回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月28日

三朝町長 松浦弘幸

1 期日 令和7年9月8日 午後1時30分

2 場所 三朝町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 貴美子	小椋泰志
河村明浩	吉村美穂子
松原成利	松原茂隆
能見貞明	石田恭二
山口博	藤井克孝
遠藤勝太郎	吉田道明

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第4回 三朝町議会定例会会議録（第1回）

令和7年9月8日（月曜日）

---

### 議事日程

令和7年9月8日 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

報告第5号 法人の経営状況について

報告第6号 財政の健全化判断比率等について

報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

陳情第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第12号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

日程第6 議案第46号 令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第47号 令和7年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第48号 令和7年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第49号 令和7年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第50号 令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第51号 令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第52号 令和6年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第53号 令和6年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第54号 令和6年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第55号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第56号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第57号 令和6年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 令和6年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第59号 令和6年度三朝町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第60号 三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第21 議案第61号 三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第5号 法人の経営状況について
- 報告第6号 財政の健全化判断比率等について
- 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 陳情第12号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について
- 日程第6 議案第46号 令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第47号 令和7年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第48号 令和7年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 令和7年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第50号 令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第52号 令和6年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 令和6年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第54号 令和6年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第55号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第56号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第57号 令和6年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第58号 令和6年度三朝町水道事業会計決算の認定について

日程第19 議案第59号 令和6年度三朝町下水道事業会計決算の認定について

日程第20 議案第60号 三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第21 議案第61号 三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

日程第22 議案第62号 三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

---

出席議員（12名）

1番 森 貴美子	2番 小椋 泰志
3番 河村 明浩	4番 吉村 美穂子
5番 松原 成利	6番 松原 茂隆
7番 能見 貞明	8番 石田 恭二
9番 山口 博	10番 藤井 克孝
11番 遠藤 勝太郎	12番 吉田 道明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 藤井和正 主事 ..... 菅田知佳

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	松浦 弘幸	副町長	赤坂 英樹
教育長	西田 寛司	総務課長	矢吹和美
地域振興監	藤井 紀好	会計管理者	毛利 純

財政課長	吉田 栄治	町民課長	山口 良輔
建設水道課長	松村 倫明	福祉課長	岩山 裕和
観光交流課長	竹本 将樹	農林課長	山中 恵子
農業委員会事務局長	山本 達哉	総務課参事	山口 圭一
企画健康課参事	米田 真	建設水道課参事	藏増 繁幸
教育総務課長	角田 正紀	社会教育課長	谷川 篤志
図書館長	安田 寛	代表監査委員	岸田 昌樹

### 午後1時31分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回三朝町議会定例会を開会いたします。

本日、届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、11番、遠藤勝太郎議員、1番、森貴美子議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から22日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から22日までの15日間と決定いたしました。

15日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、15日間の日程は、日程表のとおりと

決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第5号、法人の経営状況について、報告第6号、財政の健全化判断比率等について、報告第7号、議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）の報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 報告案件について申し上げます。

報告第5号、法人の経営状況について申し上げます。この報告は、町出資の法人であります有限会社グリーンサービスについて、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度における決算の状況並びに令和7年度の事業計画及び予算について、本議会に報告するものでございます。

報告第6号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和6年度の決算による健全化判断比率及び、同法第22条第1項の規定に基づく令和6年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。

報告第7号、三朝町特別医療費助成条例の一部改正につきましては、関係法令の改正に伴い、引用している条項を改める改正を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田 道明君） 進行いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 行政報告を申し上げます。

初めに、6月定例会で議決いただいた旧東小学校施設の財産の処分等については、7月9日に学校法人須磨学園、7月14日に三和運送を相手方として、売買契約を締結し、譲渡等の手続が完了しました。今後の施設の活用に期待をするところです。

次に、8月4日、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の遺徳に感謝する第68回キュリー祭式典を、

町総合文化ホールで開催いたしました。式典には、在日フランス大使館より科学技術部担当官、ジャン・バティスト・ボルド氏をはじめ、町内外からの来賓の皆様、小・中学校児童生徒の皆様約250名に御臨席いただき、来賓の皆様からは、キュリー祭の開催と本町とフランス国との友好の歴史をたたえる御祝辞を頂戴しました。

そして、同日、岡山大学惑星物質研究所において、国立大学法人岡山大学、鳥取県及び三朝町の三者間における包括連携協力に関する協定書調印式を行いました。

平成28年2月に三者間で協定を締結し、地域の活性化と健康な暮らしの実現を目指し、連携して取り組んでまいりましたが、今後もその関係をさらに発展させ、グローバル人材の育成や地域医療の充実、地域資源の活用といった未来志向の課題に対して、より一層連携を強化し取り組んでまいります。

最後に、本町とラマリー・レ・バン町との35年にわたる交流が評価され、日本国とフランス国の友好親善関係の増進に貢献したとして、令和7年度外務大臣表彰を受賞し、9月5日に外務省で行われた授賞式に出席してまいりました。今後も両町の交流を深めてまいりたいと思います。

以上、行政報告といたします。

---

#### 日程第5 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第11号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、陳情第12号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、以上、2件の陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6 議案第46号 から 日程第22 議案第62号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第22までの17件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第22、すなわち議案第46号から議案第62号の17件の議案を一括議題とすることといたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和7年度の補正予算案、令和6年度の決算の認定等17件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第46号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について概要を申し上げます。

今期補正予算では、フランス、ラマル・レ・バン町との相互交流等を通して、本町の次代を担う人材育成を図るため、同町の中学生訪問団を受け入れることとし、交流事業に必要な費用を措置しようとするものでございます。

また、管理不全空き家の解消を図ることとして実施している空き家撤去費用の助成について、事業の実績見込みにより事業費を増額することとしております。

このほか、妊婦のための支援給付金事業や障害者就労選択支援制度の創設に対応するため、必要な措置を講ずるものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県補助金や基金等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ1億3,790万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を61億4,963万6,000円とするものでございます。

また、2事業につきまして、債務負担行為を設定いたします。

議案第47号、令和7年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国事業として実施します、子ども・子育て支援金制度に対応するためシステム改修費を計上するほか、前年度の繰越金が確定しましたので、所要の調整を行うものでございます。

議案第48号、令和7年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保会計と同じく、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費等を計上するもので、財源と併せて所要の調整を行うものでございます。

議案第49号、令和7年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度の国庫支出金等の額が確定しましたので、必要な調整等を行うものでございます。

議案第50号、令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、温泉配湯管更新計画の策定に必要な費用を計上するものでございます。

議案第51号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度決算に伴う減価償却費の調整を行うものでございます。

議案第52号から議案第59号までの8件の議案につきましては、令和6年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき、町の監査委員の審査を受けましたので、そ

の意見を付して本議会の認定に付するものでございます。

なお、これらの決算の認定につきまして、令和6年度に取り組みました各種事務・事業等の実施状況とその成果を、別途決算説明資料において説明いたしておりますので、併せて御覧いただき、御理解を賜りたいと存じます。

議案第60号、三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例の設定につきましては、新たに整備する三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する事項につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、必要な事項を定めることとし、条例の設定を行うものでございます。

議案第61号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援の拡充のため所要の改正を行うものでございます。

議案第62号、三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正につきましては、道路構造令の一部改正等に伴い、自転車通行帯を新たに規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、それぞれ可決、認定賜りますようお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、ただいま議題となっております、令和6年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各特別会計、公営企業会計の決算及び令和6年度財政健全化について、監査委員から決算審査の意見を求めることがあります。

岸田代表監査委員。

○代表監査委員（岸田 昌樹君） 監査報告を申し上げます。

令和6年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の審査につきましては、別途審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書と、それに附帯する関係調書などの計数は、関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

概要について申し上げます。令和6年度の全体的な特徴として、下水道事業特別会計と集落排水処理事業特別会計が企業会計に移行されたこと、大型事業として三朝球場改修事業が実施されたことがあります。

また、令和5年台風7号による被害が甚大であったため、災害復旧事業費が極めて大きく、次年度以降も全ての災害が復旧するまでには時間を要する見込みであることが例年にはない特徴となっております。

それでは、それぞれの会計について報告をいたします。

初めに、一般会計について申し上げます。令和6年度の決算は、前年度と比較して、歳入ではおよそ7億1,000万円、歳出ではおよそ7億3,000万円といずれも大きく増加しており、前年と比較して大型の決算状況となっております。

歳入及び歳出の特徴的なことを申し上げます。全体では、小学校施設の整備事業を引き続き取り組んでおり、さらに令和5年台風7号に係る災害復旧事業が大きなものとなっているため、全体の決算額を大きくしている要因となっております。

歳入におきましては、基幹的収入であります町税と地方交付税において、町税では前年度より400万円余り減少しております。地方譲与税及び各種交付金においては3,900万円余り、地方交付税は5,900万円余りの増加となっております。国庫支出金では、前年度より5,600万円余り、県支出金においても3億8,200万円余り増加となっております。町債は、前年度より1億2,900万円余りの減少となっており、収入合計では7億1,400万円余り増加しております。

次に、歳出についての主な増減として、総務費1億2,000万円余り、民生費5,100万円余り、土木費1億300万円余り、災害復旧費4億9,700万円余りがそれぞれ増加、一方で、農林水産事業費4,600万円余り、商工費3,900万円余り、教育費2億8,700万円余りがそれぞれ減少となっております。諸支出金の基金費で減債基金に8,300万円余り、社会福祉基金に1億2,000万円余り、公共施設營繕基金に8,400万円余り、電源立地地域対策交付金基金に5,000万円余り、ふるさと応援基金に1億3,300万円余りを追加積み立てしており、各基金の令和6年度末合計額は5億600万円となっております。歳出合計では7億2,500万円余り増加しております。

次に、財政の構造について申し上げます。自主財源の状況として、寄附金や繰越金などが増加したことにより、自主財源構成比は前年度より2.2ポイント上昇し22.3%となっております。

依存財源の状況は、引き続き小学校施設整備事業の工事、令和5年台風7号に係る災害復旧費補助金など、国庫・県支出金の比率が高くなっていますが、全体では77.7%と2.2ポイント改善しております。

町債の状況として、今年度の発行額は過疎債6億6,200万円余り、災害復旧事業債8,600万円など合計8億6,800万円余りで、元金、償還額全体で6億1,600万円余りを償還しており、前年度末の現債額と比較すると2億5,200万円増加しております。

義務的経費では、決算額として2億5,400万円余り、うち一般財源も2億2,500万円余り増加しており、歳出全体に占める一般財源の割合は4.5ポイント上昇し49.6%となっておりま

す。

次に、経常的収支の状況でございます。経常的収入額の一般財源は前年度より増加し、経常的支出額の一般財源は減少しているため、経常的収支比率は2.3ポイント改善し82.7%となっております。

次に、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業は、歳入、歳出ともに前年度より減少しております。平均被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たりの給付費は増加傾向にあります。今後の状況を見定めながらの対応が必要と思われます。

後期高齢者医療事業では、被保険者数は増加傾向にありましたが、今年度においては前年度より13人減少となっております。なお、町人口に占める被保険者数の割合は依然として増加傾向となっております。歳出も増加傾向にあり、今年度は前年度より2,000万円余り増加し、1億2,300万円余りとなっております。

介護保険事業では、介護認定率は2割を下回り19.1%となりましたが、依然高い水準が続いている。増加傾向にありました歳出について、今年度は前年度より若干減少し10億5,600万円余りとなっております。

以上の医療・保険事業については、町民の病気予防、健康増進への取組が課題となっています。温泉配湯事業は、おおむね安定的な事業継続が保たれております。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資金による権利並びに各基金の状況について、財産台帳、株券、出資証券、預金通帳などの関係書類と照合・確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

次に、令和6年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について審査結果を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めます。各指標の算定結果につきましては法に定める基準を下回っており、この法律に定める財政の健全化は保たれていると言えます。

最後に、指摘事項ではございませんが、審査を行った中での感想・意見を少し申し上げさせていただきます。

1つには、令和5年台風7号による被害の本格復旧が行われていますが、いまだに完了していない箇所が見受けられ、令和7年度に繰り越しがされています。農林業や日常生活に不可欠な施設であるため、令和7年度中の全復旧に向けた取組が必要と思われます。

2つ目に、本町では、65歳以上の高齢者の割合である高齢化率が既に40%を超えており、特定健診、がん検診は健康管理の基本であり、医療費、介護費の増大を防ぐためにも、受診の推進等の健康寿命延伸に向けてさらなる取組が必要と思われます。

3つ目として、本町初のデマンド型バスの運行が、公共交通対策の一つとして継続されていますが、利用者の数が少ない状況が見受けられます。町民の利便性向上のために、今後も持続可能な対策が必要と思われます。

4つ目として、ふるさと納税の寄附額は前年度の寄附額を大幅に上回る増収につながっていて大変評価できます。一方で、目標の予算額に届いていない点については、今後さらなる努力が必要と思われます。

5つ目として、下水道事業の公共下水道分は、水道使用量の減少に伴い使用料が減少しています。水道事業の簡易水道分や下水道事業の集落排水処理分は、主な排水処理区域が中山間地域などで人口減少が進んでいることから、今後も出資金・補助金等の増加が見込まれます。経営状況の確認や普通会計の支援規模等の調整、協議を行い、安定経営を図る必要があると思われます。

最後に、将来にわたる健全財政の堅持とさらなる住民福祉の向上のため、職員一人一人が町政の担い手として最少の経費で最大の効果を上げることを強く意識して事務・事業の最適化に取り組むとともに、直面する最大の課題である少子高齢化・人口減少を乗り越えられるよう、強い責任感と使命感を持って行財政運営の推進に努められたい。

参考までに6点を述べさせていただきました。

以上で、令和6年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果の報告といたします。

なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第46号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第46号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書は31ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億3,790万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億4,963万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書等により御説明させていただきます。

歳出から御説明申し上げます。議案書は40ページ、総務費、中ほど、フランスのラマル・レ・バン町とのさらなる友好関係を構築するため、同町の中学生との相互交流を計画していたもので、今年の秋に訪問団の受入れが実現する運びとなりましたので、必要となる費用を計上するほか、2つ下、三朝町空き家等撤去費助成事業につきましては、事業の実績見込みにより事業費を増額して事業実施するものでございます。

次のページ、一番上、民生費、就労選択支援事業費等につきましては、障害者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう支援するほか、あわせて、システム改修を行うものでございます。

その下、衛生費、中ほど、国事業として実施します妊婦のための支援給付金事業につきましては、自治体間の情報連携に係るシステム改修を行うものでございます。

次に、農林水産業費、物価高騰の影響に伴い新嘗祭献穀米事業の式典開催費用等を増額するほか、畜産経営緊急支援事業につきましても、飼料価格、資材、燃料費代の高騰が続いており、今後経営の負担がさらに増すものと予想されますことから、本町の畜産農家の経営を継続させるため支援するものでございます。

次のページ、下から2つ目、本町中学生が各種大会で活躍し、今後においても中国大会以上の出場が見込まれますことから、支援に要する費用を増額計上するものでございます。

その下、財政調整基金積立金でございますが、前年度の決算が固まり繰越金が確定しましたので、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、財政調整基金に積立てを行うものでございます。このほか、令和6年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じましたので必要な調整を行うものでございます。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。議案書は38ページからでございます。国庫・県支出金、町債等につきましては、各事業の財源となる補助金等について、また、普通交付税等の決定や前年度の決算が固まり繰越金が確定したことなどから、それぞれ所要の調整を行っております。

最後になりますが、戻っていただき、35ページ、上段にございます2つの事業につきまして債務負担行為を設定することとしております。

以上が令和7年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第47号、令和7年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、令和7年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1

号)、議案第49号、令和7年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

岩山福祉課長。

○福祉課長(岩山 裕和君) 議案第47号、令和7年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明します。議案書は45ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,109万4,000円を追加して、予算の総額を7億5,209万4,000円とするものです。

次に、議案書49ページを御覧ください。総務費に子ども・子育て支援金制度の対応に伴う国保システムの改修費を増額、国庫支出金で対応します。そのほか、令和6年度決算による前年度繰越金の額の確定により、繰越金及び財政調整基金積立金を増額しております。

続いて、議案第48号、令和7年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について説明します。議案書は53ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ242万円を追加して、予算の総額を1億3,062万円とするものです。

議案書57ページを御覧ください。国保特別会計と同様に、総務費に子ども・子育て支援金制度の対応に伴う後期高齢者医療システムの改修費を増額しております。財源につきましても、同じく国庫支出金での対応となります。

次に、議案第49号、令和7年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明します。議案書の61ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,269万6,000円を追加して、予算の総額を11億4,919万6,000円とするものです。

議案書の65ページを御覧ください。補正の内容は令和6年度決算に伴うもので、歳入については繰越金を増額しております。歳出につきましては、償還金に介護保険事業の実績報告に基づき、国、県、支払基金への返還金を、また全体の調整を図るため財政調整基金積立金を増額しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉田 道明君) 次に、議案第50号、令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算(第2号)、議案第51号、令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算(第2号)。

松村建設水道課長。

○建設水道課長(松村 倫明君) 議案第50号、令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。議案書は67ページからでございます。

初めに、72ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ770万円増額し、総額を5,410万円とするものでございます。

73ページ、下表、歳出の説明欄の温泉配湯改良事業費につきましては、現時点で大きな事故は発生しておりませんが、温泉配湯管の老朽化により破損等の温泉供給や観光業への影響が懸念されます。事故防止や財政負担の平準化、他工事との効率的な連携のため、年度内に更新計画を策定したいものでございます。財源につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しております。

続いて、議案第51号、令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は75ページからでございますが、77ページをお願いいたします。

第2条につきまして、支出の第1款下水道事業費用を272万円増額し、2億2,514万7,000円とするものです。

詳細につきましては85ページをお願いいたします。収益的支出につきまして、令和7年度当初予算に令和6年度取得予定の資産を見込んで計上しておりましたが、令和6年度決算に伴い、令和7年度の減価償却費に計上するものでございます。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第52号、令和6年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第52号、令和6年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料により御説明申し上げます。決算説明資料5ページをお開きください。

こちらでは、各会計の歳入歳出決算額、実質収支等、決算の概要について掲載しております。一般会計の実質収支等の状況につきましては、6ページ、左側の表でございます。歳入歳出差引き額から令和7年度への繰越事業の財源として、繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億8,700万円となっております。

次に、右上の表でございますが、この表は決算に伴う主な指標を上げております。経常的な一般財源につきましては、普通交付税におきまして、国税収入の増額補正に伴う追加交付があったことが増額の一番の要因であり、他の一般財源費目においても、おおむね対前年増の決算でございました。全体として、対前年比8,667万3,000円、2.7%の増となっております。逆に、一般財源を充当した支出につきましては、265万2,000円、0.1%の微減がありました。これらにより算出されるのが、財政の弾力性を示す指標として利用されます経常収支比率でございます。今期決算における経常収支比率は、分母となる経常的収入が増加したことに対して、分子となる経常的支出が微減したことから、82.7%と前年度に比べて2.3%減少、前年度数値の県内町村平均や全国町村平均を下回っております、良好な水準であると言えます。

右下の表は、財政の健全化の判断基準となる表でございます。実質赤字比率は、普通会計に属する一般会計に生じた赤字額が町の標準的な財政規模に対してどれくらいになるかという比率でございまして、マイナスの表記は黒字であることを表しております。

また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、同じくマイナスの表記は黒字であることを表しております。

次に、実質公債費比率ですが、これは町の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので8.0%となっております。今後、人口減少と併せて入浴等施設の整備や大型施設の改修等、大規模な事業が見込まれまして、町債の残高は増加していくことが予想されますが、過疎債等の有利な地方債を中心に発行して、公債費の負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

将来負担比率につきましては、町が現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、マイナスの表記は抱えている負債より返済に充当可能な基金等が上回っていることを表しております。

また、資金不足比率につきましては、水道等公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、今年度においても資金不足は発生していない状況となっております。

次に、7ページの歳入、款ごとの決算額と、特定財源、一般財源区分等について記載しております。このうち自主財源に区分される歳入合計は16億5,000万円で、自主財源比率は22.3%と若干上昇しておりますが、これは昨年度と同様に、自主財源が増加となったのに対し、町債等の減により依存財源が減少したことによるものでございます。

続いて、8ページには、目的別の歳出について、款ごとの決算額と財源内訳。

9ページには、性質別の決算額と財源内訳等について掲載しております。この中で、人件費、扶助費、公債費等を義務的経費と言っておりますが、今期決算額における義務的経費の額は約25億1,000万円で、歳出合計に占める割合は35%となっております。

続きまして、10ページ、積立基金現在高の状況を御覧いただきたいと思います。上半分に掲載しておりますのが、一般会計に属する積立金の現在高でございます。後年度において、町民の福祉を増進するための事業のほか、子ども・子育て施策の充実、地域振興などを図るため基金の積立てを増やしたこと等により、積立金の合計額は約37億2,000万円となっており、前年度に対し約2億6,000万円の増となっております。

次に、11ページ、一般会計の地方債現在高の状況でございます。令和6年度末の地方債現在

高は約67億1,000万円で、前年度に対しまして約2億5,000万円の増となっております。

以上が令和6年度の一般会計歳入歳出決算の概況について御説明申し上げました。

なお、それぞれの決算の詳細につきましては、13ページ以降に所管課ごと、主な事業の取組等を整理しておりますので御確認いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第53号、令和6年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、令和6年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第53号、令和6年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明します。なお、決算説明資料は281ページからになります。

まず、決算の収支の概要につきまして説明です。決算書2ページと3ページを御覧ください。歳入の合計が7億78万8,292円。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。歳出の合計は6億9,068万4,227円、歳入歳出差引き残額は1,010万4,065円となっております。

国民健康保険事業全体としましては、令和6年度中に、いわゆる団塊の世代全体が後期高齢者医療に移行したことや、人口減少、国が進める社会保険の適用拡大施策などにより被保険者が減少傾向にあり、前年度決算と比べ、歳入で約4,380万円、歳出で5,030万円の減額となっております。

続いて、議案第54号、令和6年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、同じく決算書により説明します。なお、決算説明資料は287ページになります。

まず、決算の収支の概要につきましては、決算書2ページと3ページを御覧ください。歳入の合計が1億2,506万4,778円。

続いて、4ページと5ページを御覧ください。歳出の合計は1億2,285万9,395円で、歳入歳出差引き残額は220万5,383円となっております。

先ほどの国民健康保険事業での説明のとおり、団塊の世代全体が後期高齢者医療保険に移行したことにより、前年度と比べ、歳入歳出ともにおよそ2,000万円の増額となっております。

次に、議案第55号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明します。決算説明資料は288ページからです。

決算の収支の概要につきましては、決算書 2 ページと 3 ページを御覧ください。歳入の合計が 11 億 1,393 万 5,910 円。

続いて、4 ページと 5 ページを御覧ください。歳出の合計が 10 億 5,614 万 3,349 円で、歳入歳出差引き残額は 5,778 万 7,242 円となっております。

令和 6 年度の介護保険事業につきましては、65 歳以上人口に対する要介護認定者数の比率は、近年 20 % 前後で推移しておりますが、65 歳以上人口の減少に伴い、要介護認定者数も減少しております。また、保険給付費全体としましては、前年度決算と比較して約 430 万円の減少となっております。以上です。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 56 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村 倫明君） 議案第 56 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明させていただきます。決算説明資料は 294 ページからでございますので、併せて御覧ください。

決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。歳入の合計は 2,726 万 4,410 円。

4 ページ、5 ページの歳出の合計は 2,627 万 5,904 円でございます。

6 ページから歳入の明細でございます。令和 5 年度歳入合計額と比較し、約 630 万円の増となっております。

8 ページからは、歳出の明細でございます。

9 ページ、備考欄の一番上、温泉配湯施設管理経費では、三朝町が現在採取及び管理しています 5 か所の源泉及び温泉配湯施設の維持管理を行い、23 施設へ安定した温泉配湯に努めています。その下、温泉配湯改良事業費では、管移転工事設計業務委託費でございます。その 2 つ下、下水道事業会計補助金につきましては、職員による施設管理の委託を行っております。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 57 号、令和 6 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 57 号、令和 6 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算説明資料の 5 ページを御覧いただきたいと思います。中央に財産区会計として、財産区勘

定ごとの決算概況を掲載しております。各財産区とも各管理会を中心に基本的な管理経費を執行しているほか、基本財産の処分により土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。

また、各財産区の積立基金の状況につきましては、決算説明資料 10 ページの下のほうにそれぞれ掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計決算の概要について御説明申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 58 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計決算の認定について、議案第 59 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計決算の認定について。

松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村 倫明君） 議案第 58 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計決算の認定について、決算報告書で説明させていただきます。決算説明資料は 297 ページからでございますので、併せて御覧ください。

決算報告書の 17 ページをお願いいたします。水道事業の総括でございます。損益勘定でございますが、令和 5 年度から簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、会計を統合して新たに水道事業会計として事業を開始いたしました。令和 6 年度の状況でございます。水道分の収益は 9,347 万 5,000 円と、前年度比 1.9% 増となり、簡易水道分は 1,554 万 4,000 円と 2.2% の減となりました。

事業費用につきましては、水道事業分で 5,653 万 3,000 円となり、その結果、全体で 2,078 万 3,000 円の純利益が生じる決算となっております。

資本勘定でございます。水道分では繰越事業として新配水池築造測量調査等設計業務など 6,033 万円を執行し、現年度事業として、大瀬から山田配水管布設設計業務 1,276 万 1,000 円を執行いたしました。今後は、令和 3 年度に策定いたしました三朝町上水道基本計画に沿って、令和 7 年度より計画的な施設更新に着手する予定であります。

簡易水道分では、小河内地区配水管布設工事に 168 万 2,000 円を執行しております。財源といたしましては、一般会計出資金 1,383 万 8,000 円、企業債 6,540 万円、鳥取県事業に伴う工事負担金 833 万円を収入しております。不足分につきましては、消費税資本的収支調整額や損益勘定留保金で補填しております。以上でございます。

続きまして、議案第 59 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計決算の認定について、決算書より説明させていただきます。決算説明資料は 303 ページからでございますので、併せて御覧く

ださい。

決算書の 17 ページをお願いいたします。令和 6 年度の収益は、下水道分で処理水量 64 万 1,072 立米、使用料収益 1 億 1,129 万円、集落排水分では、処理水量 9 万 2,447 立米、使用料収益は 1,661 万 4,000 円となりました。

一方、事業費用につきましては、施設修繕や保守管理業務の委託に加え、減価償却費の計上や前年度消費税分の特別損失を含め、費用合計で下水道事業分 1 億 6,278 万 3,000 円、集落排水処理事業分 6,346 万 1,000 円となりました。これらに加え一般会計からの経営支援もあり、今年度は全体で 456 万 4,000 円の純利益が生じる決算となっております。

資本的支出につきましては、繰越事業である山田真空ポンプ場自家発電設備更新工事等 4,644 万 8,000 円、現年度事業の管渠改築工事等 4,040 万 3,000 円を実施いたしました。

資本的収入では、社会資本整備総合交付金 8,290 万 3,000 円や負担金等による収入となっております。なお、資本的支出額の不足分につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保金で補填しております。

今後も引き続き公共下水道施設の長寿命化や排水設備の整備を進め、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めてまいります。

以上、歳入歳出決算について御説明申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 60 号、三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例の設定について。

藤井地域振興監。

○地域振興監（藤井 紀好君） 議案第 60 号、三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例の設定について御説明をさせていただきます。議案書は 103 ページからでございます。

この条例は、三朝温泉を町民の健康増進と福祉向上を目的に進めております。温泉を活用した健康まちづくり事業の基本計画に沿って新たに整備する三朝温泉入浴等施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため条例を設定するものでございます。

なお、この施設の整備に当たっては、公共団体等が資金調達し、民間事業者に施設の設計、建設、管理運営を一体的に委託して実施する方式、いわゆる D B O 方式で行うため、その根拠となる設置及び管理に関する条例を施設整備前に設定するものでございます。施設の管理は指定管理者に行わせるものとし、施行日は公布の日から起算して 3 年を超えない範囲で規則で定める日としております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第61号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について。

矢吹総務課長。

○総務課長（矢吹 和美君） 議案第61号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について説明をさせていただきます。議案書は107ページから112ページです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、出産・育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援の拡充のため所要の改正を行うものです。

主な改正点は、議案書107ページ、第1条、三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、部分休業が第1号部分休業と第2号部分休業に取得パターンが多様化をされます。

議案書109ページからの第2条、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、任命権者が妊娠・出産等の申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対して、仕事と出産、子育てとの両立支援制度等の情報提供や、制度の利用意向確認等の措置を行うことを規定をするものです。施行期日は令和7年10月1日で、一部公布の日となります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第62号、三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について。

蔵増建設水道課参事。

○建設水道課参事（蔵増 繁幸君） 議案第62号、三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は113ページをお願いいたします。

平成31年4月に自転車道及び新たに規定された自転車通行帯について、道路構造令の一部を改正する政令が施行され、令和3年5月に、第2次自転車活用推進計画が閣議決定されたことから、計画期間内にこれに沿った条例等の整備を求められております。これに伴いまして、三朝町道の構造の技術的基準等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日からでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時35分散会

---